

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

特定商取引に関する法律施行令及び預託等取引に関する法律施行令の  
一部改正について (お知らせ)

標記につきましては、消費者庁ホームページに掲載され、令和5年6月1日より訪問販売等の契約書面等の交付について、書面での交付が原則となりますが、消費者の承諾を得た場合に限り(別添参照)、電磁的方法(電子メールの送付等)にて交付することが可能となりますので、お知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

また、詳細な内容等につきましては、下記をご参照いただきますようお願いいたします。

なお、消費者庁が本件に関するガイドラインを作成中とのことですので、入手次第改めてお知らせいたします。

記

【消費者庁ホームページ掲載アドレス】

○概要

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_transaction/amendment/2021/assets/consumer\\_transaction\\_cms201\\_220104\\_10.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/amendment/2021/assets/consumer_transaction_cms201_220104_10.pdf)



○令和4年10月6日発表 特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会報告書

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_transaction/meeting\\_materials/assets/consumer\\_transaction\\_cms101\\_221006\\_3.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/meeting_materials/assets/consumer_transaction_cms101_221006_3.pdf)



○特定商取引法ガイド

<https://www.no-trouble.caa.go.jp/revision/#r3>



○特定商取引に関する法律施行令及び預託等取引に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和五年政令第二十二号)

[https://www.no-trouble.caa.go.jp/pdf/20230206%201a03\\_01.pdf](https://www.no-trouble.caa.go.jp/pdf/20230206%201a03_01.pdf)



以 上

(発信手段: Eメール)

(担当: 保安・業務グループ 瀬谷、岩田)

# 別 添

## 消費者への承諾取得方法

(消費者庁：令和4年10月6日発表 特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会報告書より抜粋)

例えば、事業者が営業所等以外の場所（例えば、消費者の自宅）において見積もり等を行い、いったん事業者が退去した後、消費者が家族等と相談・検討したうえで、オンラインで契約の申し込みを行う事例が、訪問販売に該当するような場合であっても、申込書面や契約書面の記載事項の電磁的方法による提供への承諾の取得を対面時に行うことにより、電磁的に申込書面や契約書面の提供を受けて、契約を締結することは可能である。

